

平成 25 年度財政援助団体等監査実施要領

1. 根拠法令

地方自治法第 199 条第 7 項

2. 監査の対象及び実施基準

- (1) 平成 24 年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体については、概ね次のものを
実施する。

補助金等の交付額が 2,000 万円以上の団体

平成 24 年度に新たに財政的援助が開始された、補助金等の交付額が 1,000 万円以上
の団体

前回の実施から期間が空いている補助金等の交付額が 1,000 万円以上の団体

- (2) 平成 24 年度に区の出資が継続中で、出資比率が 1 / 4 以上の団体

- (3) 平成 24 年度の『公の施設の指定管理者』の概ね 1 / 3

- (4) 区の主要事業に係わる団体については適宜実施する。

- (5) この他、監査委員が特に必要と認める団体

平成 24 年度に政務調査費を支給している区議会の各会派

- (6) 上記団体を指導監督する区の主管課

なお、財政援助内容が概ね下記に該当する団体は、事務事業監査の中で実施する。

ア. 上記以外の団体

イ. 建築、工事関係

ウ. 特定営利企業等

エ. 単年度事業

オ. 国・東京都が監査を行う団体

カ. 団体が個人分を代理申請しているもの

キ. 使途が具体的な交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給ほか

3. 平成 25 年度監査対象団体の選定

主管課から提出された「平成 24 年度補助金等の交付状況調書」を基に、上記実施基準
により選定した団体を実施する。

4. 監査実施日時及び会場

- (1) **監査委員監査** 平成 25 年 9 月 2 日(月) ~ 平成 25 年 9 月 20 日(金)
会場は 4 階 監査委員室。原則として午前は 9 時 30 分、午後は 1 時 15 分から開始する。
- (2) **事務局監査** 上記に同じ。
会場は 4 階 401 会議室。午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分頃まで。
提示書類は 9 時 15 分までに搬入してください。

5. 監査の範囲

主として、平成 24 年度交付分の補助事業等に係る出納その他の事務とする。

6. 監査方針

補助金等の使途が補助目的に沿って適正に使われているか、出資している団体が出資目的に沿った運営を行っているかを監査するが、具体的には財政援助等の種別ごとに以下の観点に基づき実施する。

(1) 「補助金等の交付団体」

- ア. 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行しているか。
- イ. 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。
- ウ. 補助金等の算定は適正に行われているか。
- エ. 資金を他に流用または不正に使用していないか。
- オ. 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- カ. 決算報告書に誤りはないか。

(2) 「政務調査費の交付団体」

- ア. 政務調査費に係る会計処理が、適切に行われているか。
- イ. 法、条例等に規定する交付の目的外に使用されていないか。
- ウ. 政務調査費の交付に関する条例第 5 条・規則第 7 条に規定する「使途基準」により支出されているか。
- エ. 実績報告書の数値は、会計帳簿と一致しているか。
- オ. 帳簿、その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。

(3) 「出資団体」

- ア. 事業は出資目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- イ. 会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- ウ. 工事に係る設計、施工及び監督は適正に行われているか。
- エ. 資金を他に流用または不正に使用していないか。
- オ. 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
- カ. 決算報告書に誤りはないか。

(4)「公の施設の指定管理者」

- ア. 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ. 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ウ. 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ. 施設の利用状況は十分か。
- オ. 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- カ. 事業に対する経営努力が見られるか。
- キ. 指定管理者に対する主管課の指導監督は適切に行われているか。
- ク. 決算報告書に誤りはないか。

(5)「主管課」

- ア. 交付申請の手続きは適正に行われているか。
- イ. 交付決定の手続きは適正に行われているか。
- ウ. 交付手続き及び会計経理は適正に行われているか。
- エ. 交付確定の手続きは適正に行われているか。
- オ. 交付基準は合理的で統一性のあるものとなっているか。
- カ. 団体に対する指導監督は適正に行われているか。

7. 監査実施通知及び資料の請求

- ・江戸川区監査委員条例第4条の規定(監査等の通知)に基づき通知し、資料の提出を求めらる。
- ・財務会計システム・文書管理システム及び庶務システム内に保管されている情報も一部、活用する。

8. 監査結果の提出等

- 地方自治法第199条第9項により、区長等に提出し公表する。
- 公表の方法は、江戸川区監査委員条例第5条の規定(公表の方法)により行う。

9. その他

- その他必要な事項は、監査委員が定める。